資料3-3

議題３　難聴者の補聴環境の整備について（半田市提出）

市名	回答 （４）補聴環境の整備の取組
名 古 屋 市	各区役所・支所に手話通訳者とテレビ通話等のできるタブレットを設置している。
豊　橋　市	・磁気ループシステムの貸出 ・コミューン(対話支援機器)の窓口設置 ・スピーチキャンバス(音声認識機能付コミュニケーション支援アプリ)の窓口職場への導入
岡　崎　市	庁内における手話通訳者設置、窓口での筆談対応、音声認識システムの導入、 手話通訳者・要約筆記者の派遣
一　宮　市	字幕表示システムコトパットの導入 手話通訳者の設置 市主催事業での手話通訳者や要約筆記者の設置
瀬　戸　市	窓口応対時の筆談対応 窓口の字幕表示システムの設置（検討中）
半　田　市	議題提出市
春 日 井 市	手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うと共に、市役所本庁（障がい福祉課）には、手話通訳者（会計年度任用職員）を配置しています。 また、各窓口では、筆談対応を行うなど難聴者と健常者で情報提供に差が生じないように取り組んでいます。
豊　川　市	社会福祉協議会が携帯型磁気ループシステムを所有しており、講演会や式典において必要に応じて借りています。市主催事業での手話通訳者や要約筆記者を設置しています。窓口では手話通訳者を１名設置しています。個人の申請により手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っています。
津　島　市	・窓口での手話通訳者の設置（特定日） ・手話通訳者派遣事業 ・要約筆記者派遣事業
碧　南　市	窓口での筆談対応、職員向け手話講習会の実施
刈　谷　市	市主催のイベント・講座等への手話通訳者及び要約筆記者の派遣 窓口での筆談対応 窓口に遠隔手話サービスの導入
豊　田　市	【障がい福祉課】 携帯型磁気ループシステム（ループヒア600）を庁内会議等に活用。市民への貸出は実施していない。 一部の窓口に、コミューン（１台）を設置。 【高齢福祉課】 ・窓口での筆談対応 ・窓口に集音器の設置 ・市民に補聴器購入費を助成
安　城　市	手話通訳者及び要約筆記者の派遣、手話通訳者の窓口設置、窓口での筆談対応、軟骨伝導イヤホンの窓口設置など。 会議等で磁気ループが必要な場合は、安城市社会福祉協議会が保有しているものを借用している。
西　尾　市	市が主催する講演会等での手話通訳者・要約筆記者の配置、設置手話通訳者の配置、軽度・中等度難聴児への補聴器購入・修理費助成
蒲　郡　市	個人の申請により手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の窓口設置、市主催事業での手話通訳者や要約筆記者の設置、窓口での筆談対応、軟骨伝導イヤホンの設置（長寿課）
犬　山　市	市主催の主なイベントなどで手話通訳、要約筆記を実施している。
常　滑　市	
江　南　市	市主催事業での手話通訳者や要約筆記者の設置、窓口での筆談対応　など
小　牧　市	市主催事業での手話通訳者や要約筆記者の設置、障がい福祉課窓口での手話通訳者常駐、翻訳ソフトによる対応、市役所一部窓口に集音機を設置
稲　沢　市	手話通訳者や要約筆記者の派遣、窓口への手話通訳者の設置、筆談対応、設置手話通訳者によるスカイフォンの活用、遠隔手話サービスアプリを使用した通訳の実施、ヘッドフォンタイプ集音器の設置
新　城　市	窓口での筆談対応
東　海　市	個人の申請による手話通訳者、要作筆記者の派遣、窓口における手話通訳者の設置、遠隔手話サービス（スマホ等を利用して、ビデオ通話で市の設置手話通訳者と手話で会話ができる遠隔手話サービス）、あんしん電話事業（２、３級の聴覚障がい者のみの世帯等の方に緊急発信装置、受話専用の拡声器を備えた福祉機器を設置）、庁舎等のFAX利用サービス
大　府　市	補装具事業、難聴高齢者補聴器助成事業、軽度・中等度難聴児補聴器助成事業、手話通訳者派遣事業等
知　多　市	市主催事業での手話通訳者や要約筆記者の設置 設置通訳者を週５日,常備配置（９：００～１７：００） 窓口での筆談対応
知　立　市	窓口では、手話通訳者を週４日設置するほか、筆談や音声認識アプリで情報提供をしています。市が主催する講演会等には手話通訳者や要約筆記者を手配しています。パティオ池鯉鮒においては、赤外線補聴システムを開所当時から導入しており、年に１回程度利用があります。
尾 張 旭 市	手話奉仕員養成・要約筆記講座の実施、手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置

議題３　難聴者の補聴環境の整備について（半田市提出）

市名	回答 （４）補聴環境の整備の取組
高　浜　市	・事業者向け手話通訳者派遣助成金交付事業 ・手話通訳者派遣、設置事業 ・市主催事業で手話通訳者をめざすステップアップ講座
岩　倉　市	手話通訳者および要約筆記者の派遣、手話通訳者の窓口設置、筆談対応、コミュニケーション支援ボード設置
豊　明　市	市の窓口業務に手話通訳者を配置するほか、窓口での筆談対応、要請に応じて手話通訳者の派遣を行っています。
日　進　市	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児（両耳の聴力レベルが30デシベル以上で身体障害者手帳の交付対象とならない18歳以下の方）の補聴器の購入や修理に係る費用の一部を助成する、軽度・中等度難聴児支援事業を実施している。 窓口に手話通訳者を設置し、聴覚障害の方や聞こえの支援が必要な方に手話や筆談等で対応している。（意思疎通支援事業）
田　原　市	・市が主催又は共催する会議、事業等への手話通訳または要約筆記の派遣および磁気ループの貸出 ・庁舎内に手話通訳者の設置 ・窓口での筆談対応
愛　西　市	・窓口での筆談対応 ・設置手話通釈者が支所とオンライン接続し手話通訳を実施
清　須　市	市主催事業での手話通訳者や要約筆記の派遣。 手話通訳者の設置（終日）及び窓口での筆談対応。
北名古屋市	窓口での筆談対応
弥　富　市	・手話通訳者の窓口設置（毎週水曜日の午前） ・窓口での筆談対応 ・窓口に軟骨伝導イヤホンの設置を検討中
みよし市	・窓口での筆談対応 ・手話通訳者の窓口設置 ・総合案内と福祉課窓口への軟骨伝導式集音器の設置（加齢性難聴の軽度、中等度難聴の方用）
あ　ま　市	窓口での手話通訳者の設置及び筆談対応、市主催事業での手話通訳者等の設置
長久手市	・市主催の大規模講演会での手話通訳者・要約筆記者の設置 ・窓口での骨伝導イヤホンの設置 ・窓口でのタブレット端末の設置（意思疎通支援アプリの活用等） ・窓口でのコミュニケーションボードの設置 ・窓口用アクリル板マイクスピーカーの設置